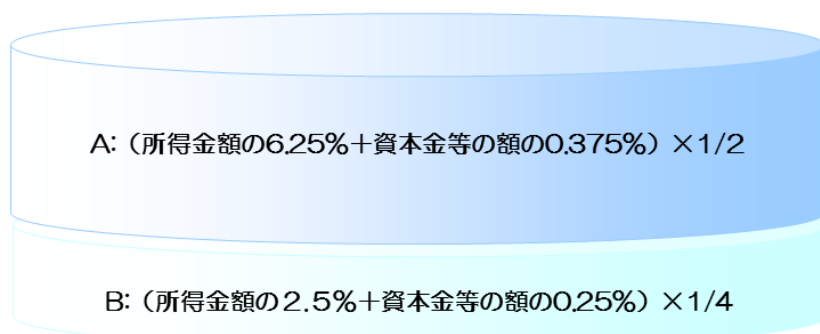
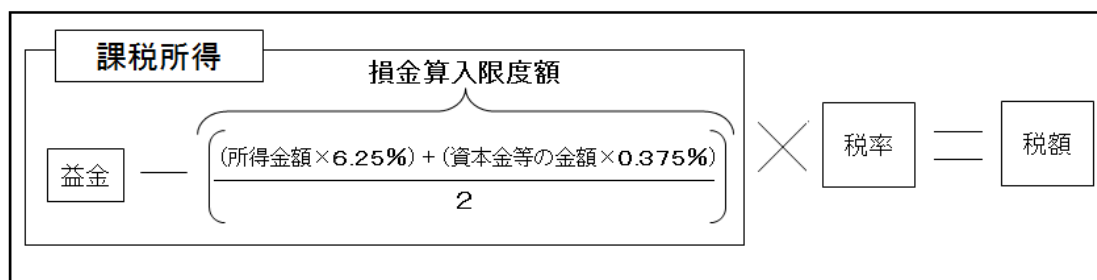


法人から公益財団法人日本アジア医療看護育成会への寄附は、特別な税制優遇を受けられます。

寄附金控除により減額される税金の目安（対象：法人からの寄附）



{ A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)



(※) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.25\%)}{4}$$

4

■ 特定寄附金に該当する寄附（一定の公益財団法人やNPO団体）をした場合には損金算入できる寄附金額には一定の制限があります。基本的には寄附団体の「資本金の額」「繰越欠損金控除前所得」によって減税額が変わり、実効税率は所在地で若干の変動は御座いますが、32%前後となっています。

資本金等の額を有しない法人の場合は所得金額の6.25%の1/2が損金算入限度額となります。

(例) 所得（繰越欠損金控除前）が5,000万円の場合

$$5,000 \text{万円} \times 6.25\% \times 1/2 = 1,562,500 \text{円}$$

つまり特定寄附金として支出した金額の1,562,500円が損金算入限度額となります。

詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。